

## 青梅市行財政改革推進委員会設置要綱

### 1 目的

社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政システムの確立と安定した財政運営を確保するなど、それら方策の検討等を図るため、青梅市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青梅市の行政改革の方策に関すること。
- (2) 青梅市の財政運営の方策に関すること。
- (3) 青梅市の行・財政改革の推進に関すること。
- (4) その他青梅市長が必要と認めること。

### 3 組織

- (1) 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

ア 知識経験者 4人以内

イ 各種団体の代表 2人

ウ 経営者の代表 1人

エ 労働組合の代表 1人

オ 公募委員 2人以内

- (2) 前号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、前号アからエまでに規定する委員の再任は妨げない。

### 4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### 5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

### 6 庶務

委員会の庶務は、行財政改革推進担当課が処理する。

### 7 実施期日

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

### 8 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成13年7月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成15年7月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成29年4月18日から実施する。